平成３０年（フ）第２６５１号
東京都北区赤羽北３丁目10－５－206
債務者　皆川佳代子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６５２号
神奈川県横浜市神奈川区白幡上町１－７
債務者　天羽　清人
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６６３号
東京都豊島区要町１丁目６－６－202
債務者　曽根麻衣子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６６４号
東京都板橋区熊野町18－２－603
債務者　古賀　利恵（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５６９号
横浜市鶴見区北寺尾５丁目２番27号　203
債務者　和田　美紀
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６９９号
横浜市南区南吉田町２丁目28番地１　ホーユーパレス吉野町402
債務者　坂田　都子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７５３号
横浜市南区高砂町１丁目10番地４　ダイアパレス吉野町第２　216号
債務者　菅野　宏司
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７５７号
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目15番１号　獅子ケ谷寮
債務者　木村　光夫
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７６５号
横浜市瀬谷区本郷３丁目７番地14　ハイデンスモリヤ303号
債務者　塚田千恵美
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７８０号
横浜市戸塚区秋葉町205番地12　新一荘101号
債務者　楢木野栄子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２６０２号
東京都豊島区池袋本町２丁目38－17－103
債務者　谷上　正延
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６２５号
東京都国分寺市東恋ヶ窪３丁目２－27－101
債務者　藤川　誠治
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６４４号
東京都足立区鹿浜２丁目１－19－102
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６６２号
東京都町田市高ヶ坂３丁目37－Ｃ１－38
債務者　佐藤眞紀子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７５６号
横浜市都筑区荏田南５丁目21番38号　クレストヒルズ102
債務者　三原慎之介
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７７９号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目17番７号
債務者　高橋　幸男
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部